

福岡武道館の指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）では、公の施設である福岡武道館の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、公安委員会へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第35号）
- (4) 福岡武道館条例（昭和54年福岡県条例第10号）
- (5) 福岡武道館の利用料金に関する規則（令和6年福岡県規則第37号）
- (6) 福岡武道館の組織に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第5号）
- (7) 福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡武道館
- (2) 所在地
福岡県福岡市博多区東公園107番25
- (3) 施設の設置目的
柔道、剣道等を通じて警察術科訓練の推進向上を図るとともに、県民にスポーツ活動の場を提供し、県民の心身の健康の保持増進に寄与する。
〔福岡県武道館条例（昭和54年福岡県条例第10号第1条）〕
- (4) 活用目標
年間において個人使用6,000人・占用使用2,500件を目指す。
- (5) 土地建物
敷地面積：6,420.84㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階建
延床面積：13,608.92㎡
- (6) 竣工年月
令和7年11月竣工（予定）
- (7) 開館年月
供用開始：令和7年12月1日（予定）
一般開放：令和8年1月以降（予定）
- (8) 概要

施設名（地下1階）	面積等	施設内容・機能
体育館	747.950㎡	バスケットボール1面
駐車場	1,486.547㎡	38台（車いす使用者用駐車施設2台を含む。）
控室一（兼会議室）	30.641㎡	12名程度収容、控室二（兼会議室）と同時使用可能（可動間仕切り）
控室二（兼会議室）	31.136㎡	12名程度収容、控室一（兼会議室）と同

		時使用可能（可動間仕切り）
サブアリーナホール	163.651 m ²	
多目的更衣室（シャワー室を含む。）	19.419 m ²	
トイレ（バリアフリートイレを含む。）	45.293 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器2、小便器3）、女子トイレ（大便器3）
放送室1	14.625 m ²	
用具庫・倉庫	62.622 m ²	
その他		洗濯室、乾燥室、設備機械室等

施設名（1階）	面積等	施設内容・機能
相撲場（本土俵）	403.868 m ²	1面
相撲場（練習用土俵）	166.040 m ²	2面
相撲場（本土俵）観覧席	（本土俵に含まれる。）	平面席・車椅子席2席
体育館観覧席	123.126 m ²	108席（車椅子席2席を含む。）
エントランスホール	377.769 m ²	
相撲場更衣室（シャワー室を含む。）	48.961 m ²	
女子更衣室（シャワー室、洗濯機置場を含む。）	62.016 m ²	
男子更衣室（シャワー室を含む。）	124.390 m ²	
医務室	24.866 m ²	
事務室	53.578 m ²	受付窓口等
応接室	16.909 m ²	
給湯室	3.860 m ²	
福岡県柔道協会	32.744 m ²	福岡県柔道協会事務所
福岡県剣道連盟	32.347 m ²	福岡県剣道連盟事務所
術科指導室	76.056 m ²	警察職員の勤務場所
関係者室1	79.087 m ²	警察職員の訓練場所
トイレ（バリアフリートイレを含む。）	55.826 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器3、小便器3）、女子トイレ（大便器4）
トイレ	10.197 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器1、小便器1）、女子トイレ（大便器1）
その他		駐車場（9台（車いす使用者用駐車施設1台を含む。））、給湯室、設備機械室等 ※ 駐車場ゲートの設置場所により、駐車場台数が減少する可能性あり

施設名（2階）	面積等	施設内容・機能
武道場	2,057.929 m ²	柔道場4面・剣道場4面
控室三（兼会議室）	39.123 m ²	20人程度収容
関係者室2	43.188 m ²	警察職員控室
関係者室3	64.263 m ²	警察職員控室
関係者室4	64.263 m ²	警察職員控室
関係者室5	21.021 m ²	警察職員控室
関係者室6	21.021 m ²	警察職員控室
関係者室7	21.021 m ²	警察職員控室
トイレ（バリアフリートイレを含む。）	41.408 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器3、小便器3）、女子トイレ（大便器3）
トイレ	42.371 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器3、小便器4）、女子トイレ（大便器3）
放送室2	24.653 m ²	
その他		用具庫、設備機械室等

施設名（3階）	面積等	施設内容・機能
武道場観覧席	1,097.990 m ²	1022席（車椅子席6席を含む。）
控室四（兼会議室）	35.378 m ²	18人収容
トイレ（バリアフリートイレを含む。）	42.928 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器3、小便器4）、女子トイレ（大便器3）
トイレ	39.516 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器3、小便器3）、女子トイレ（大便器3）
その他		電気室、設備機械室等

施設名（4階）	面積等	施設内容・機能
弓道場	1,004.279 m ²	近的12人立ち
弓道場観覧席	141.737 m ²	42席（車椅子席2席を含む。）
選手控室	156.002 m ²	
控室五（兼会議室）	25.441 m ²	12人収容
男子更衣室	15.425 m ²	
女子更衣室	12.110 m ²	
トイレ（バリアフリートイレを含む。）	46.650 m ²	男女各1、男子トイレ（大便器2、小便器3）、女子トイレ（大便器3）
その他		巻藁練習場倉庫、給湯室、設備機械室等

（9）災害発生時における対応

福岡武道館は、災害等発生時の対応にあたる自治体職員、警察・消防関係者、その他応援団体等の活動拠点としての機能を有しています。

災害発生時における指定管理者の対応については、公安委員会と協議し、役割分担等について取決めを行った上で、必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

(1) 福岡武道館の施設・設備の維持管理

ア 清掃業務

イ 建物・設備保守点検業務

ウ 施設設備の修繕・改良・改修

1件100万円未満の修繕等は、指定管理者が行うものとします。利用者へのサービス向上、施設の長寿命化等のためにも、善良な施設の管理者として、積極的に施設設備の修繕等に努めてください。ただし、大規模な改良・改修工事は、事前に公安委員会と指定管理者とで協定を締結し、原則として公安委員会が行うものとします。

エ 備品の管理

オ 環境衛生管理業務

カ 廃棄物処理業務

キ 警備業務

ク その他安全防災関連業務

(ア) 安全確保及び緊急対応

(イ) 防災計画立案・防火訓練実施業務

(ウ) 危険負担（施設管理者賠償責任保険）

(2) 福岡武道館の利用承認・料金徴収業務

ア カウンター受付業務、案内業務等

イ 福岡武道館の利用承認に関する業務

ウ 福岡武道館の料金徴収業務（キャッシュレス決済を含む。）

(3) 駐車場の利用承認、料金徴収業務（現在、福岡市と有料化に向けて協議中）

ア 駐車場の運営業務等

イ 駐車場の利用承認に関する業務

ウ 駐車場の料金徴収業務

(4) 福岡武道館の集客・営業に係る業務

集客及び県民の利便を目的とした事業を実施してください。

（この事業に係る経費については委託料に含まれていません。すべて事業収入でまかなうものとします。）

(5) 館長（管理係）との連携

福岡武道館は公安委員会が所管する「警察術科訓練の推進向上」を目的とした施設であることを理解し、福岡武道館の事務を行う館長（管理係）と連携の上、施設運営を行ってください。

(6) 福岡市（福岡市民体育館）との連携

福岡武道館は、福岡市と連携し、隣接する福岡市民体育館との相互利用や駐車場の共用といった一体的な運営を行うこととしています。

福岡市（福岡市民体育館）と連携し、大会等の共同開催や駐車場の運営を行ってください。

(7) その他

ア スポーツ教室に係る事業

県民が武道をはじめ様々なスポーツに親しむことを目的とし、各種スポーツ教室等の企画を実施してください。（指定管理者が自主企画事業として実施する場合は、

あらかじめその内容について公安委員会と協議し、承認を受けることが必要となります。）ただし、競技団体等の優先利用を考慮してください。（この事業に係る経費については委託料に含まれていません。すべて事業収入でまかなうものとしします。）

イ 広報啓発業務（各種広報資料の発行、情報コーナーの展示品更新 等）

エントランスホールには、賞状、盾、パネルなどを展示する情報コーナーを1ヶ所設ける予定です。公安委員会及び関係競技団体と協議の上、展示内容や更新時期のルールを決め、定期的に展示物の更新を行ってください。

ウ 県又は公安委員会が実施する業務への協力

県又は公安委員会は、福岡武道館の設置目的を達成するために使用する場合は、福岡県行政財産使用料条例に基づき、公用、公共用及び公益事業の用に供する場合等のために福岡武道館を使用する場合がありますので、実施に当たっての積極的な対応をお願いします。

エ 事故防止等のための競技物品の点検・保守

劣化や破損により施設利用者の快適性が損なわれたり、事故が発生したりすることがないように、「事故防止のためのスポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き（公益財団法人日本体育施設協会）」により競技物品の点検・保守を行ってください。

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

※ 指定管理者の業務とならないもの

次に掲げる入居団体が行う業務（法令に基づき県の許可を受けて福岡武道館に入居している団体が実施する事業、施設運営業務等）は、指定管理者の業務とはなりません。

入居施設	入居団体	実施事業
福岡武道館 （1階）	福岡県柔道協会	柔道を通じ福岡県内青少年の健全な育成並びに職場及び職域の愛好者等の柔道技術の向上を図ることを目的とする事業
福岡武道館 （1階）	福岡県剣道連盟	剣道を通じ福岡県内青少年の健全な育成並びに職場及び職域の愛好者等の剣道技術の向上及び修練による人間形成を目的とする事業

（入居団体の出入りの妨げにならないように、休館日、閉館時間の際の対応に配慮してください。）

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が福岡武道館を利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及び福岡武道館に従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及び福岡武道館に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、福岡武道館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 教養課術科指導室、関係者室等の管理

次に掲げる施設は、福岡県警察本部教養課術科指導室が使用する施設として、許可なく入室することはできません。

当該施設内の日常清掃や備品の管理については、指定管理者が行う業務の対象外としますが、定期清掃や保守点検業務等で入室する必要がある場合は、館長（管理係）と日程調整の上、警察職員立会の下、実施してください。

階	施設名	施設内容・機能
地下1階	その他	警察職員の洗濯室及び乾燥室
1階	術科指導室	警察職員の勤務場所
	関係者室1	警察職員の訓練場所
2階	関係者室2～7	警察職員控室

(4) 警察術科訓練の使用時間（武道場のみ）

福岡武道館は、「警察術科訓練の推進向上」を設置目的としており、平日の日中（午前9時00分から午後5時45分までの間）は、福岡県警察の術科特別訓練員が武道場を占有使用しますので、原則、この時間は一般の利用はできません。（規則により利用料金全額免除）

これを踏まえて、業務執行体制（人員の確保）や管理経費、利用料金収入等について、事業計画書で提案してください。

なお、平日の日中であっても、術科特別訓練員が大会への出場等で武道場の全部又は一部を使用しない場合があるため、指定管理者が使用する必要がある場合は、館長（管理係）と協議してください。

(5) 休館日

毎週火曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）が休館日となりますが、指定管理者は館長の承認を得て休館日を変更し、又は別に定めることができます。これを踏まえて、業務執行体制（人員の確保）や管理経費、利用料金収入等について、事業計画書で提案してください。

(6) 開館時間

開館時間は、午前9時00分から午後9時00分までですが、指定管理者は館長の承認を得て、開館時間を変更することができます。なお、共同利用が見込まれる福岡

市民体育館の開館時間は、午前9時00分から午後10時00分までです。これを踏まえて、業務執行体制（人員の確保）や管理経費、利用料金収入等について、事業計画書で提案してください。

（７）関係法令の遵守

指定管理者は業務遂行に当たって、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程を遵守してください。

（８）情報公開

指定管理者が福岡武道館の管理を行うに当たり、作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものに係る情報公開については、関係法令等を遵守し、適切に対応してください。

（９）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、福岡武道館の管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ公安委員会が認めた場合はこの限りではありません。

（１０）職員の配置

職員の配置については以下の項目をすべて満たしてください。

ア 施設の管理運営業務の責任者は、常勤雇用するものとし、開館時間内は常時１名以上配置すること。

イ 利用料金の徴収、保管及び納付に係る出納責任者及び現金取扱者を配置すること。

ウ 防火管理者の資格を有する者を配置すること。

エ スポーツに関する専門職員を配置し、利用者に対して、体育備品の適切な取扱いに関し安全指導及び助言を行うこと。

５ 指定期間

令和７年１２月１日（予定）から令和１２年３月３１日までの間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

なお、一般利用の開始は、令和８年１月以降を予定しています。

６ 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（１）及び（２）の要件（グループで参加する場合は（１）から（３）までの要件）をすべて満たしていること。

（１）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

（２）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

（3）グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

（1）選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開
		広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応
		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(2) 選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

(1) 指定議決

指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

(2) 協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、公安委員会と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

協定の内容については、次の事項を予定しています。

〔基本協定〕

ア 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う管理業務の内容、協定の期間、事業計画など

イ 管理業務の履行に関する事項

管理業務の一括再委託の禁止、管理者の義務、物品類の使用・帰属、原状変更、責任分担、個人情報の取扱い、情報公開、関係書類の整備など

ウ 管理経費に関する事項

利用料金の取扱い

エ 業務の報告及び監督に関する事項

業務報告書（月例）及び事業報告書（年度）の提出、事故の場合等の報告、県による監査・監督など

オ 指定の解除に関する事項

指定の解除を行う場合、指定の解除に伴う管理経費の返還など

カ 損害の賠償に関する事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害に係る賠償

キ 指定期間満了に伴う措置に関する事項

原状回復、事務の引継ぎなど

ク 反社会的勢力の利用の排除に関する事項

ケ その他の事項

権利義務の譲渡等の禁止、疑義の処理など

9 委託料等

(1) 管理経費

公安委員会が支払う管理委託料については、5カ年（令和7年度～令和11年度）総額が、次表に示す金額の5カ年総額（439,238千円）以内となるよう、収支（損益）計画書を作成してください。

なお、公安委員会が支払う管理委託料には、現在協議中の駐車場の有料化に伴うゲート管理費及び利用料金収入を計上していますが、今後、駐車場が無料の方針となる場合のほか、駐車場料金設定（案）や駐車場台数を変更する場合があります。

この場合は、変更された差額分を管理委託料から調整します。

（管理体制の検討、管理経費の積算については、別添「想定する管理方法」を参考としてください。）

（単位：千円）

		令和7年度 (12月以降)	令和8年度～ (単年度経費)	5カ年総額 (4年4月)
管理経費	人件費	10,216	30,646	132,800
	物件費	29,338	88,014	381,394
	駐車場ゲート管理費	257	771	3,341
	小計 A	39,811	119,431	517,535
利用料金 (収入)	施設、附属施設等	3,435	13,743	58,407
	駐車場	1,170	4,680	19,890
	小計 B	4,605	18,423	78,297
公安委員会が支払う管理委託料 (A-B)		35,206	101,008	439,238

※ 駐車場料金設定（案）

施設利用者	1時間まで	無料※
	1時間を超え2時間まで	200円
	2時間を超える	300円（上限）
施設利用者以外	1時間までごとに	500円（上限なし）

※ 福岡市立地区体育館と同額

(2) 支払方法

公安委員会が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

なお、管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

(3) 利用料金収入（施設・附属施設等）

福岡武道館の利用料金は、福岡武道館条例第7条の規定に基づき、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入となります。

利用料金の設定金額及びその基本的な考え方、収入の確保方策等を事業計画書にお

いて提案してください。

(4) 委託料の精算

利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(5) 利用料金の減額及び免除

指定管理者は、福岡武道館の利用料金に関する規則第4条で定める場合に該当するときは利用料金を減免し、又は還付を行うことができます。

このほか、あらかじめ知事の承認を得て利用料金の減免や還付を行うことができます。当該規則で定める減免規定等を踏まえ、また、隣接する福岡市民体育館や県有類似施設とのバランスを考慮した上で、事業計画書において提案してください。

(6) リース物件の調達

AED機器及び券売機は、次に示す台数を参考に、指定管理者がリース（原則として指定期間終了日まで）により新品を調達してください（※OA機器の調達方法は任意）。また、

指定期間満了時は、指定管理者の負担により機器を撤去してください。

【AED機器】 4台

【券売機】 1台

(7) モバイル端末向けWEBサイトやSNSを導入・活用した施設の情報発信

施設利用者のさらなる利便性の向上を図るために、施設予約状況やイベントの告知などの情報をタイムリーに発信できるよう、モバイル端末向けWEBサイト、ツイッター、フェイスブックなどを導入・活用し、福岡武道館の魅力あふれる情報発信に努めてください。

10 ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、県有財産を活用した新たな収入確保のため、県有施設へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しており、今回募集する施設についても、指定期間内に導入する可能性があります。

これによりネーミングライツが付与された者（命名権者）が現れ、指定管理者が行う業務に影響を及ぼすおそれがあることから、指定管理者は、必要に応じて開催される関係者会議での協議にご協力ください。

11 キャッシュレス決済

福岡県では、施設利用者の利便性向上のため、県有施設へのキャッシュレス決済を導入しております。

このため、指定管理者となる者は、キャッシュレス決済に係る加盟店申込、決済端末等設置申込等の事務手続きが必要になります。

12 指定管理者と公安委員会の責任分担等

公安委員会と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	公安委員会	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利や為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとする。

13 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者は福岡武道館の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 福岡武道館の利用状況
- ③ 管理経費及び料金収入の実績

14 物品等の使用・帰属

公安委員会は、指定管理者に対し、福岡武道館の管理業務に必要な物品等は無償で貸し付けるものとします。指定管理者は、物品等の使用及び保管については善良な管理者の注意義務をもって行うこととなります。指定管理者が福岡武道館の管理業務のために公安委員会から支払いを受けた管理経費により購入した物品については、公安委員会が指定するものを除き指定管理者に帰属します。

15 調査、指示及び監査等

（１）調査、指示等

公安委員会は、指定管理者による福岡武道館の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

（２）監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

16 指定の取り消し等

（１）指定の取り消し

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、公安委員会に損害が発生するときは、公安委員会は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(2) 指定管理者から指定の解除を求める場合

指定期間中において、指定管理者から指定の解除を求める場合は、解除を希望する日までの相当の期間をもって申し出を行っていただき、公安委員会と協議するものとします。この場合、指定の解除により、公安委員会に損害が発生するときは、公安委員会は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたとき、若しくは解除されたときは、速やかに施設設備等について原状の回復をしなければなりません。

(4) 業務の引継ぎ

指定管理者は、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力する義務を負うものとします。

17 応募（申請）書類

次の書類について、電子メール等によるデータでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

当該施設の申請書類の提出先は、「21 申請書類の提出先及び問い合わせ先」を参照してください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ グループ応募の場合は、構成団体を記した書類及び協定書
- ⑬ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑭ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑮ 共同事業体協定書兼委任状

※ ①、④、⑭、⑮の書類への押印は不要です。

※ ⑮は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※ 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

18 申請期間（書類の受付期間）

令和6年7月26日から令和6年9月24日までの午前9時00分から午後17時45分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

19 現地説明会

開催日時：令和6年8月20日（火） 14時～16時（受付13時30分～）

場 所：福岡武道館

福岡県福岡市中央区大濠1丁目1-1（092-714-1900）

申込方法：法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記のうえ、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより、8月13日（火）までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は必ずこの説明会に出席してください。

※ 建設工事中のため、現・福岡武道館において現地説明会を行います。

20 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和6年7月26日から令和6年9月24日まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-651-0834

E-mail：kyoyo@police.pref.fukuoka.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

21 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部警務部教養課武道館移転PT

T E L：092-641-4141（内線：2746 又は 2748）

F A X：092-651-0834

E-mail：kyoyo@police.pref.fukuoka.jp

22 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R6年 8月20日	現地説明会
R6年 9月24日	申請書類受付締切
R6年 9月 下旬	書類審査、ヒアリング
R6年10月 下旬	指定管理者選定委員会
R6年11月 上旬	指定管理者の候補者内定
R6年12月 下旬	指定議決
R7年 1月 下旬	指定管理者の指定の告示
R7年 3月 下旬	公安委員会と指定管理者との間で協定締結
R7年12月	指定管理者による管理開始

23 その他特記事項

(1) 駐車場の有料化について

福岡武道館の駐車場は、隣接する福岡市民体育館の駐車場と共用することとしており、現在、福岡市と駐車場の有料化に向けて協議中です。

(2) 開館に向けた公安委員会からの協力要請への対応について

新・福岡武道館は令和7年11月竣工予定です。

竣工後に開催される落成式やオープニングイベント等の取組には、館長と協力して、迅速、誠実かつ積極的に対応してください。

(3) 伝統工芸品の展示について

県が1階エントランスホールに伝統工芸品を設置する予定です。

伝統工芸品の更新に当たっては、日程調整等の対応をお願いします。

(4) 福岡武道館運営委員会への参加について

福岡武道館の管理、運営に関する事項について協議する場として、福岡武道館関係団体等（福岡県柔道協会、福岡県剣道連盟、福岡県弓道連盟、福岡県相撲連盟及び福岡県教育庁教育振興部をいう。以下同じ。）から構成される福岡武道運営委員会を年1回開催（必要がある場合は、臨時会を開催）しています。

新・福岡武道館においても、県民にとって利用価値の高い施設とするため、館長とともに当該運営委員会へ参加の上、福岡武道館関係団体等の有識者の意見を聴取し、福岡武道館の管理、運営に反映してください。

(5) 自動販売機の設置について

公安委員会は、福岡武道館内に自動販売機を計8台設置する予定です。内訳として、1階のエントランスホール部分に4台、2階のラウンジ・廊下部分に2台、3階の観覧席通路部分に2台を設置する予定です。